



令和7年度公民館主事等
社会教育担当者研修会

社会教育の 歴史と視点

岐阜大学地域連携推進本部
地域協学センター 助教
二村玲衣（ふたむら れい）

自己紹介

ふたむら れい

二村 玲衣

岐阜大学 地域連携推進本部 助教

博士（教育学）

専門

学問分野は、社会教育学、生涯学習論。

研究対象は、主に社会的養護、里親養育。

社会的養護や里親養育における支援について、社会教育学で展開されてきた教育福祉論（教育によって福祉を実現するという概念）の観点から研究しています。

並行して、高度経済成長期の公民館学習についてもかじっています。

令和7年度公民館主事等社会教育担当者研修会 社会教育の歴史と視点（担当：岐阜大学 二村玲衣）

内容の目次

- そもそも、社会教育とは？
- (社会)教育の怖さ：繰り返してはいけない歴史
- 戦後社会教育の目指してきたもの
- 社会教育における視点の継承と発展

※本配布資料では、スライド中の写真等を消去してあります（私が撮影した写真を除く）。ご了承ください。

2025/10/15 令和7年度公民館主事等社会教育担当者研修会「社会教育の歴史と視点」 二村玲衣（岐阜大学）

そもそも、社会教育とは？

- 「社会」教育の範囲
- 社会「教育」の範囲
- 社会教育行政の範囲
- ※「生涯学習」とは？
- 社会教育はいつからあるか？

「社会」教育の範囲

- 本講義では大体のイメージをとらえる。
- ひとつの言説として、「教育は三領域に分けられる」というものがある。
- よく使われる図は右。

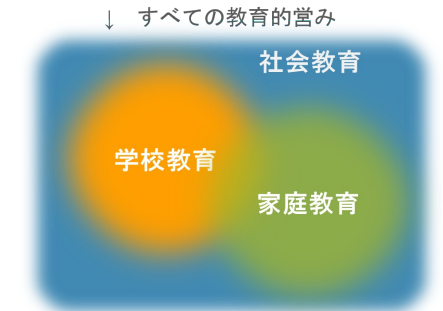
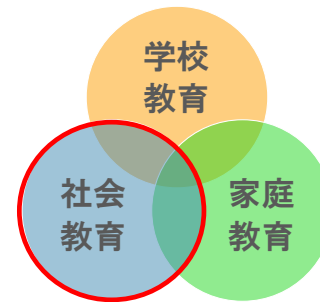


- 社会教育法第2条「（前略）学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」
- …やはり引き算、消去法的な定義



社会教育をひとことで言い表すと：

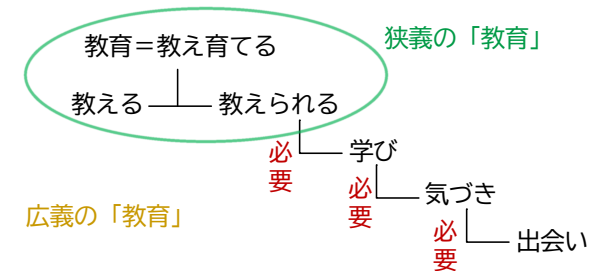
学校教育のカリキュラム内・家庭教育の個別的指導に閉じず、複数の人がつながって（≒社会の中で）行うすべての教育的営み（の場）



社会「教育」の範囲

（注）「学校教育学」「家庭教育学」では違うかも？

- 「教育」の一般的な使われ方＝狭義には「教える／教えられる」という行為。
- 広義には、「教える／教えられる」という行為を含め、学びが成り立つ諸条件を創り出す営み全体を表す意味がある。（学びの重層性）



- 「教育的営み」という表現…教育という意味を広義に取りたいので使っている

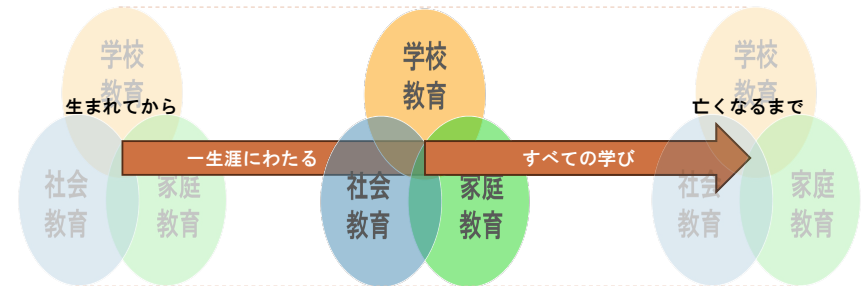
社会教育行政の範囲

■（参考）

（R6.5時点）	岐阜県	愛知県	三重県	静岡県
社会教育施設等 主担当部署	県民生活課 生涯学習係	教育委員会 あいちの学び推進課 生涯学習推進グループ	教育委員会 社会教育・文化 財保護課	教育委員会 社会教育課
家庭教育支援 主担当部署 （下記①など）		教育委員会 あいちの学び推進課 家庭教育・地域連携 支援グループ	子ども・福祉部 少子化対策課	

※「生涯学習」とは？

- 「社会教育」と混同されがちだが…視点が違う言葉。
- 社会教育が教育の領域を示す言葉であるのに対し、生涯学習は教育の時間軸を示す。



社会教育はいつからあるか？

- 営みとしては、人間の社会史とともにある（だろう）。
- 日本で社会教育行政として確立したのは、大正期（1910年代～）。
- ただし、戦前・戦中の社会教育行政は、現在の社会教育行政とは色が異なる。
- 「個人をして社会の成員たるに適應する資質能力を得せしむる教化作業」

（社会）教育行政の怖さ：繰り返してはいけない歴史

- 人々を囲い込み、言論を封殺する手段となった
- 地縁組織による相互監視

人々を囲い込み、言論を封殺する手段となった

- 戦時下の教育行政は、子どもたちや国民全体を戦争に適応させる手段となった。
…社会教育行政では、**国民全層（老若男女すべて）**に対する施策が行われた。
- また、社会教育行政の施策ではないが、他局で「社会教育的な手段」が戦争利用された。

社会教育は国民全層をその対象としていることにおいて、学校とは異なった戦時体制をとった。十二年八月に実施要項を定めてその運動を展開した**国民精神総動員**は、**文部省**もこれに深い関係を持ち、**施策するところがあった**。この総動員運動とともに、常会をもってしだいに戦時下国民編制を行なう計画をたてた。これは**社会教育活動の一面をもつと見られたので、そのための施策をたて、これらを通して教育を進展させた**。

引用URL：文部科学省学制百年史
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317688.htm

※太字は二村による。

- 国家は主に2つの「社会教育」で国民を精神的に支配、扇動した
 - 地縁組織による相互監視
（前掲文書中「常会をもってしだいに戦時下国民編制を行なう」はこの意）
 - メディアを通したプロパガンダ・検閲等による思想統制
（社会教育行政部局ではなく、情報局等による施策）

→この2つの手法によって人々を「教化」した。

地縁組織による相互監視

- 国の社会教育関係部局で国〜…〜隣近所と階段式のエデュケーショナル・ネットを作った

総動員体制下における地域団体による教化

（国 > 都道府県 >） 市町村 > 町内会・部落会 > 隣組

町内会・部落会は、文部省から
「社会教育指導の最末端機関又は指導機関」と位置付けられた

会合（常会）等を通し
 公意伝達、相互教化

お国や軍のため〇〇
 しましょう！皆で力を
 合わせる時です！

我が国は優勢にありま
 す、少しの辛抱です！

近隣5〜10戸からなる
 相互に監視・思想統制

あの人の家は反体制ら
 しい。要注意だ

金属が足りないと国
 が言っているのに、
 お隣は回収に出さず
 隠し持っている！

- 「婦人会」「青年団」等も同様に階段状に組織が張り巡らされた。
- 構成員に対する全国的な「社会教育」として、雑誌様の指導書がつくられ、これをもとに各地区の会・団で教化が行われた。

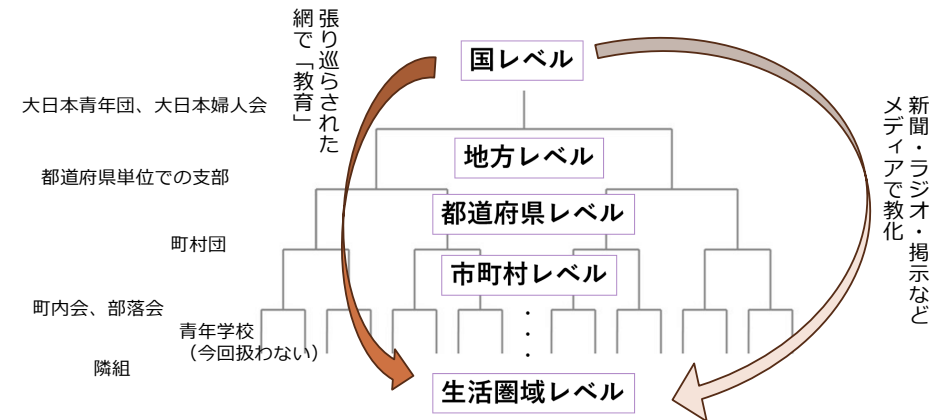
メディアを通したプロパガンダ・検閲等による思想統制

- 国策として作成された教育映画
 - 出征する人の映像などのニュース
 - 街中の看板、標語 …等々
- 「みんなが国のために頑張っている」
(だからあなたも…)

戦後社会教育の目指してきたもの

- 国の民主化を支える手段として
- 公民館という民主化の拠点

図でまとめ 戦時下の社会教育



国の民主化を支える手段として

- 戦後、日本では民主化が目指され、1946年に日本国憲法が公布された。
- 前文「（前略）政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。（後略）」

- 民主的な教育制度を確立する：1947年、**教育基本法**を制定。
前文「（前略）ここに、**日本国憲法の精神に則り**、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」
- 民主的な社会教育を確立する：1949年、**社会教育法**を制定。
第一条（この法律の目的）「この法律は、**教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の精神に則り**、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。」
- 日本国憲法と教育基本法（教育制度）の関係：当時の教基法前文（上の前略部分）
「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」
- 憲法の精神－教育基本法の精神－社会教育法の精神、と連続性があり、（社会教育を含め）教育は民主的な国家を実現する力とされた。

・ 寺中作雄監修『公民館図説』1954年の挿絵

・ 公民館とはどんなものか、を解説した図絵

- ① 公民館は民主主義の訓練場です
- ② 文化交流の場です
- ③ 郷土振興の機関です
- ④ 民主的社会教育機関です
- ⑤ 親睦交流を深める施設です
- ⑥ 村の茶の間です
- ⑦ 産業振興の原動力です

公民館という民主化の拠点

- 公民館の制度化につながったのは「**公民館構想**」（1945年12月に初出、制度化へ）
- 寺中作雄（文部省官僚）がまとめた。
「公民館の構想は未だ私案の域を脱しないが、大体の視ひは之を以て全国各自治体における社会教育の中心機関として義務教育の府たる国民学校に並んで其の教育的二大支柱の一足らしめんとするものであり（中略）不斷に社会教育の施設を開設し、又常に町村民の親睦社交の場として開放し、日常茶談の中に其の文化的啓蒙と政治的向上を期せんとするものである」
（寺中作雄「公民教育の振興と公民館の構想」『大日本教育』1946年1月号）
- 社会教育の中心機関として公民館を各地に作り、住民が交流したり、地域について話し合ったり、意見を発信できる場とし、自らの権利や自由を守っていける民衆を育てようとした。
→ **つまり、公民館は国民の民主化を実現する拠点として考案された。**

「近所の公民館、ひとけがない…」

「民主化を実現する拠点？お年寄りの集会所になってるよ？」

…たしかに、創設時の目的を実感できる公民館は、今日少なくなっている。

社会教育における視点の継承と発展

- 公民館から他施設・他部局への機能分化
- 戦後社会教育形成期の視点の継承
- 継承的でありつつ、発展的な事例：福祉とのつなぎ目として

25

戦後社会教育行政形成期の視点の継承

- 戦後社会教育形成期の視点：民主化
 - ↳ ①自分で考えられる／発言できる人を育てる
 - ↳ ②住民の考えた・求めることを実現する場づくり
- こうした機能を地域で実現してきたのが、公民館だった。
- 細分化された機能を代替できる施設・機関ができてきたなら、もう公民館はいらない？
- しかし、公民館は広い間口で①と②を実現してきた（事例：次スライド）。
- この「なんでも受け止める機関」を、他の施設は代替できるのだろうか？

公民館から他施設・他部局への機能分化

- 民主主義の訓練、文化、郷土振興、親睦交流（地域の茶の間）、産業振興…
- 時代が進むにつれ、関連施設の拡充、生活課題の変容、技術発展。
- 公民館で話し合う理由、公民館に来る理由が、薄くなっていった。

- たとえば、親睦交流。性別役割分業と核家族化が進んだ高度経済成長期頃、専業主婦たちは家に閉じこもり子育てするほかなく、公民館で仲間づくり・子育てサロンに参加した。
- その後、児童館、女性センターなど、他に集まれる場所が増えた。
- 子育て情報も、仲間を作らずとも行政機関やウェブなどで得られる。SNS上でのつながり。
- 公民館に行く理由が減っていった。

戦後社会教育行政形成期の視点の継承

- 例えば、こんな展開の仕方は、間口の広い公民館でないと難しいだろう

1960年代：北九州公害問題と戸畑区婦人たちの運動

- 当時、深刻な環境汚染状態。毎年恒例「婦人学級」で、「家族のために公害を考えたい」と学習を始め、調査する中で公害と健康被害との関係を明らかに。企業との交渉に持ち込み、排煙・排水改善を約束させた。

「婦人の集まり」→共通する生活課題として「環境」を取り扱い、改善に。

2020年～：松本市島内公民館「平瀬古城会」→デマンドタクシー運行へ

- 松本市特別史跡「平瀬城跡」、地元住民も場所を知らない・行ったことないが多勢。→城跡を整備保全する「平瀬古城会」を設立。
- 活動きっかけで、隣接地域の人々が関わるように。そこで「公共交通がなく困っている」という話題→地域を跨いで合同で市に請願→実現

公民館が（多様な間口で）人々をつなげ→それが権利を守り続ける土壌になっていく

継承的でありつつ、発展的な事例：福祉とのつなぎ目として

- 人々が学び育つ場でありながら、発展的なあり方

2023年～：塩尻東公民館夏休み学習ひろば（児童館的な）

…夏休み中、児童館に預けるにも、児童館登録は満員…／子どもだけで行ける距離でない…でも仕事がある…という生活課題が始点。社協、住民ボランティア等と連携。お昼ご飯も提供。

1981年～の活動も：国立市公民館「わいがや」（障害青年）

…障害をもつ人・もたない人が共に営む公民館内の喫茶店。学び合いの場であり、障害をもつ人にとっては社会との接点に。

福祉が行き届かない（福祉のはざまにいる）人・場面で、ひとびとの居場所となる・力となる「公民館」へ



ご清聴いただき
ありがとうございました

←「わいがや」の子キンカレー、
ボリューム満点・絶品です。

本講義のまとめ

- 社会教育とは（一言でいえば）「“学校だけ”でもない、そして“家庭だけ”でもない、複数人で行う教育的営みの場」。
- 戦後社会教育行政では社会教育を行政の手段とせず、民主化（①自分で考えられる／発言できる人を育てる、②住民の考えた・求めることを実現する場づくり）を重視。
- その拠点として制度化されたのが**公民館**。
- 公民館はいま、全国的な傾向として利用者減。→貸館化、首長部局移管…
- でも、**広い間口**で様々な人々を受け入れ、（受け入れた間口に限ることなく）**さまざまな方向へ学びを展開させられるのは、公民館の強み**。
- 視点を引き継ぎつつ、現代課題を踏まえた発展的な事例として、**福祉とのつなぎ目**となる事例がある。こうした公民館のあり方は、今後ますます求められるのではないだろうか。